

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、既存木造住宅の内部に耐震シェルター等を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（併用住宅、長屋及び共同住宅を含む。）で市内に存するもの
- (2) 耐震シェルター等 既存木造住宅の内部に組み立てる箱型の耐震装置又は既存木造住宅の内部に設置する上部に耐震保護機能を有するベッドで、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有し、公的試験機関等により一定の評価を受けたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存木造住宅（長屋及び共同住宅は1階の各住戸。既に耐震性能を向上させるための補強工事を実施したものを除く。）（以下「補助対象住宅」という。）の1階部分に耐震シェルター等を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルター等の購入費、運搬費、工事費その他補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、その額が30万円を超える場合は30万円を限度とする。

2 補助金に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に居住する所有者又は所有者の同意を得た者
- (2) 補助金の交付の申請をする日の属する年の前年（1月1日から6月30日までの間にあっては前々年）の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下の者

2 前項の規定にかかわらず、申請者及び同一世帯員が市税を滞納しているときは、補助対象者とししない。

(補助金の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、第4号及び第5号に掲げる書類を、市が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 施工予定業者が発行した補助対象経費の見積書の写し
- (2) 位置図及び設置箇所が分かる平面図及び設置箇所の写真
- (3) 耐震シェルター等の内容が分かる書類（仕様書等）
- (4) 市税の完納を証する書類
- (5) 住宅の所有者が分かる書類（家屋の全部事項証明書等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請内容の変更又は廃止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、申請内容を変更又は廃止しようとするときは、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更・廃止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査のうえ、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更・廃止決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事前着手の禁止）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知又は前条第2項の規定による通知を受けるまでは、補助対象事業（契約の締結を含む。）に着手してはならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは速やかに、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した補助対象経費の領収書又は支出証拠書類の写し
- (2) 耐震シェルター等を設置した箇所の写真（施工中及び施工後の状態を撮影したもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けた後速やかに、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の代理受領）

第14条 補助事業者は、当該補助金の受領について、当該耐震シェルター等設置工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業の総事業費から当該補助金を控除した額を超える額を補助事業者が当該耐震シェルター等設置工事を行った者に支払っているときは、代理受領はできないものとする。

3 前条の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第 12 条の規定による通知を受けた後速やかに、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書（代理受領）（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（重複補助の排除）

第 15 条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて当該補助金及び千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成 26 年千曲市告示第 21 号。以下「耐震改修補助金交付要綱」という。）第 4 条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付を受けることができない。

2 この事業により補助金の交付を受けた補助対象住宅は、重ねて当該補助金及び耐震改修補助金交付要綱第 4 条に規定する住宅耐震改修事業による補助金の交付の対象とすることができない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区 分	金 額
給与所得のみの者	収入金額 1,442 万円
その他の者	所得金額 1,200 万円

備考

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

住宅の概要	所在地	千曲市		
	所有者			
	建築年	年 月	規模	階建
	建物種別	一戸建て住宅 ・ 併用住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅		
設置する装置	製品名			
	製造会社名			
施工業者	名称・代表者			
	所在地			
補助対象経費		円		
補助金交付申請額		円		
設置工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
所有者の承諾印（申請者が所有者と異なる場合） 住 所 氏 名 ㊞				
申請に当たり、私の税務関係及び住宅所有関係の書類を市が公簿等で確認することに ☐ 同意する ☐ 同意しない ※同意した場合は下記の（４）（５）の書類を省略することができる。				

関係書類

- （１）施工業者が発行した補助対象経費の見積書の写し
- （２）位置図、設置箇所が分かる平面図、設置箇所の写真
- （３）耐震シェルター等の内容が分かる書類（仕様書・証明書等）
- （４）市税の完納を証する書類
- （５）住宅の所有者が分かる書類（家屋の全部事項証明書等）
- （６）その他市長が必要と認める書類

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

【補助の条件】

- （1） 千曲市補助金交付規則及び千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱を遵守すること。
- （2） この補助金は、交付の目的以外に使用しないこと。
- （3） この補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。
- （4） 補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- （5） 補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、市長に届け出ること。
- （6） この要綱その他法令等に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更・廃止申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定された千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業に係る工事の計画を変更・廃止したいので、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更 内容	変更前	
	変更後	
変更・廃止 理由		
変更後の補助対象経費		円
変更後の補助金 交付申請額		円

関係書類（変更後のもの）

- （１）施工業者が発行した補助対象経費の見積書の写し
- （２）耐震シェルター等を設置しようとする箇所の写真及び平面図
- （３）その他市長が必要と認める書類

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更・廃止決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業計画変更・廃止申請については、下記のとおり決定したので、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業 |
| 2 | 補助事業者 | 住所

氏名 |
| 3 | 補助金の変更・廃止 | 変更 ・ 廃止 |
| 4 | 当初決定額 | _____円 |
| 5 | 変更交付決定額 | _____円 |
| 6 | 変更増減額 | _____円 |

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定された千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業が下記のとおり完了したので、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 交付確定を受けたい額 _____ 円

関係書類

- （１）施工業者が発行した補助対象経費の領収書又は支出証拠書類の写し
- （２）耐震シェルター等を設置した箇所の写真（施工中及び施工後）
- （３）その他市長が必要と認める書類

千曲市達 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のありました千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書を審査した結果、下記金額を当該事業に対する補助金として確定したので、千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

交付確定額 _____ 円

様式第 7 号（第 13 条関係）

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者

住所氏名電話

印

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

交付請求額 円

振 込 先 口 座 名		
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合	本店(所) 支店 支所
口 座 番 号	普通 ・ 当座 No. ()	
フリガナ		
口座名義人		

様式第 8 号（第 14 条関係）

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書
(代理受領)

年 月 日
(宛先) 千曲市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ⑩

千曲市木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、下記の者に委任します。

記

交付請求額 _____ 円

受 任 者	
事務所(事業所)名	
代 表 者	⑩
所 在 地	電話 ()

振 込 先 口 座 名		
金融機関名	銀 行 農 協 金 庫 信用組合	本店(所) 支 店 支 所
口 座 番 号	普通 ・ 当座 No. ()	
フリガナ		
口座名義人		